第1章 総 則

第1 節 計画の目的

本計画は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、法第2条第2号の規定による福島県内の石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)に係る防災に関し、福島県、関係特定地方行政機関、関係市町、関係公共機関、公共的団体及び特定事業者その他防災上重要な施設の管理者等(以下「関係機関等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるとともに総合的な防災対策の計画を定めるものとし、これを効果的に活用することにより、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止を図り、もって特別防災区域に係る災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

本計画は、特別防災区域及び特定事業所(第一種事業所(法第2条第4号に定める事業所。)及び第二種事業所(法第2条第5号に定める事業所。))等の実態を明確にし、災害を想定の上、関係機関等が行うべき災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の基本的事項及び総合的な防災計画を定めるとともにその責任を明確にするもので、その実施細目等については関係機関等において別途具体的に定めるものとし、特に、特定事業所等の防災に関し第一次的に責任を有する特定事業者は「自衛又は共同防災体制の確立」、「防災資機材の整備」及び「防災施設の設置」並びに「相互応援体制の強化」等を図るものとし、さらに災害時における関係機関等の連絡及び協力体制の確立を図り、もって特別防災区域に係る防災に万全を期することを基本方針とする。

なお、本計画は、将来、特別防災区域の変更又は追加指定、科学的調査研究の成果その他特殊な事情等により必要が生じた場合には修正を加え、特別防災区域の実態に適合した防災計画を逐次完備するものとする。

第3 節 福島県石油コンビナート等防災本部

福島県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)は、福島県が特別防災 区域における総合的な防災対策を推進するため、法第27条第1項の規定及び福島県石油 コンビナート等防災本部条例(昭和51年福島県条例第57号。以下「条例」という。)に より県に設置したものであり、防災本部の構成員、組織、運営及び所管事務は次によるも のとする。

第1 防災本部の構成員

防災本部は、知事を本部長とし、次の本部員、幹事及び専門員をもって構成する。

1 本部員

本部員は、法第28条第5項及び条例第2条第1項の規定により関係機関等の長又はその指名するもの及び知事が指名又は任命するものが当たる。

- (1) 法第28条第5項第1号
 - 特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 法第28条第5項第2号 陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- (3) 法第28条第5項第3号 県警察本部長
- (4) 法第28条第5項第4号 県知事がその部内の職員のうちから指名する者(条例により13人以内)
- (5) 法第28条第5項第5号 特別防災区域が所在する市町村の市町村長

(6) 法第28条第5項第6号

県知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定する市町村の市町村長

- (7) 法第28条第5項第7号
- 前2号に規定する市町村の消防長(8) 法第28条第5項第8号

特別防災区域内ごとに、特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する 者

(9) 法第28条第5項第9号

その他県知事が必要と認めて任命する者(条例により7人以内)

2 幹事

幹事は、条例第3条第2項の規定により、本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから知事が任命する。

3 専門員

防災本部に、専門の事項を調査させるため専門員を置くことができる。

専門員は、法第28条第7項の規定により、関係地方行政機関の職員、県の職員、関係公共機関の職員、関係特定事業所の職員及び学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

第2 防災本部の組織

防災本部は、本部長、本部員、幹事及び専門員をもって組織し、防災本部に本部員会議、 幹事会及び事務局を置き、必要に応じ、部会、福島県石油コンビナート等現地防災本部(以 下「現地本部」という。)を置くものとする。

1 本部員会議

防災本部に、福島県石油コンビナート等防災本部規程(以下「規程」という。)第2条 の規定により本部員会議を置き、本部員会議は、本部長及び本部員をもって構成し、防災 本部の事務を推進するものとする。

2 部 会

防災本部に条例第4条及び規程第5条の規定により、必要に応じ部会を置き、部会は、本部長が指名する本部員及び専門員をもって構成し、本部長から付議された専門の事項を 調査及び審議するものとする。

3 幹事会

防災本部に規程第10条の規定により幹事会を置き、幹事会は幹事をもって構成し、本部員会議の所管に関する資料の収集、調査及び研究に関すること及びその他本部長が必要と認める事項に関することを所管するものとする。

4 現地本部

本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、特別防災区域において、緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、法第29条第1項の規定により、現地本部を設置し、応急対策の迅速かつ的確な実施を図るものとする。

5 事務局

防災本部は、県の付属機関であり、その庶務は、規程第17条の規定により福島県危機管理部危機管理総室において処理するものとする。

第3 防災本部の運営

防災本部の運営は、条例及びこれに基づく規程等により、本部員会議、幹事会、部会及び 現地本部を活用して行うものとする。

第4 防災本部の所管事務

防災本部は、特別防災区域に係る防災に関し、次の事務を所管する。

- 1 福島県石油コンビナート等防災計画(以下「防災計画」という。)を作成し、及びその 実施を推進すること。
- 2 防災に関する調査研究を推進すること。
- 3 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。

- 4 災害が発生した場合において、関係機関等が防災計画に基づいて実施する災害応急対策 及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
- 5 現地本部に対して、災害応急対策の実施に関し、必要な指示を行うこと。
- 6 災害が発生した場合において、国の行政機関及び他の都道府県との連絡を行うこと。
- 7 その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

第4節 防災関係機関の組織及び事務又は業務の大綱

特別防災区域に係る防災に関する関係機関等の組織及び処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 特定地方行政機関等

	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東北管区警察局	総務監察・広域調整部 警務課・会計課・監察課 広域調整第一課・広域調整第 二課・災害対策官 福島県情報通信部 通信庶務課・機動通信課・ 通信施設課・情報技術解析課	1 災害発生時における警察官の応援派遣、災害装備 資機材支援の調整に関すること。2 災害状況等の調査、災害情報の収集、報告連絡に 関すること。
福島労働局	労働基準部 監督課 健康安全課 〔出先機関〕 いわき労働基準監督署 第1方面・第2方面・ 第3方面・安全衛生課 富岡労働基準監督署 監督・安衛課	1 労働災害防止のための監督・安全衛生指導に関すること。 2 労働災害防止対策の推進に関すること。 3 労働災害の調査、災害情報の収集に関すること。
関東東北産業保安監督部東北支部	保安課 電力安全課	1 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認に関すること。 2 特定事業所に対する立入検査に関すること。 3 高圧ガス施設の保安管理の監督、助言及び事故発生時の調査に関すること 4 電気施設等の保安に関する監督、点検、指示及び助言に関すること。 5 必要資機材の調達又はあっせんに関すること。

	機	関	名	処理すべき事務又は業務の大綱
東北地方整備局	調査課 港湾空港湾空港湾空港湾空港 海洋環境 田先機関 小名浜港湾	〕	償課 機管理課 課・工務課	1 災害対応における東北地方整備局内調整に関すること。 2 一般国道指定区間の建設、保守及び管理に関すること。 3 一般国道指定区間の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 4 小名浜港内の直轄で実施する港湾施設及び海岸保全施設の整備及び災害応急工事の実施に関すること。 5 小名浜港内の供用中の港湾施設及び港湾内の海岸保全施設の災害情報の収集及び災害応急対策の協力に関すること。 6 小名浜港以外の災害の情報の収集に関すること。
第二管区海上保安本部	交通部 航行安全 〔出先機関 福島海上	救難課・ 課 〕 保安部	環境防災課課・交通課	1 海洋汚染の防除及び海上災害の防止のための措置の実施に関すること。 2 航行船舶及び在港船舶の安全確保に関すること。 3 海上災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 4 海上における人命の救助及び財産の保護に関すること。 5 海上警備に関すること。
福島地方気象台				1 気象、地象、水象の観測並びに予報及び警報の発表及び伝達に関すること。
東京航空局	仙台空港事 航空管制			1 航空機事故による災害防止に関すること。 2 特別防災区域上空の飛行規制の周知徹底に関する こと。

	機 関	名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	第6特科連隊 第44普通科連隊 第11施設群		1 災害派遣要請に基づく救援活動に関すること。

第2福島県

<u> 界 </u>	福島県	
	部署	名 処理すべき事務又は業務の大綱
総務部	知事公室 財務総室 人事総室 〔出先機関〕 相双地方振興局 いわき地方振興局 東京事務所	 災害に係る広報に関すること。 災害応急対策費の予算措置に関すること。 災害対策の職員の動員に関すること。 政府、国会その他関係機関との連絡調整に関すること。
危機管理部	危機管理総室 〔出先機関〕 相双地方振興局 いわき地方振興局	1 危機管理における県庁内調整に関すること。 2 防災本部の事務に関すること。 3 防災計画に関すること。 4 防災に関する調査研究に関すること。 5 防災に関する情報の収集伝達に関すること。 6 防災に関する教育及び訓練に関すること。 7 各部との連絡調整に関すること。 8 関係機関等の連絡調整に関すること。 9 防災資機材の整備に関すること。 10 特定事業所の立入り検査に関すること。 11 消防対策に関すること。 12 危険物対策に関すること。 13 災害救助に関すること。 14 国の関係機関及び他県との連絡並びに応援に関すること。 15 自衛隊の災害派遣の要請に関すること。 16 高圧ガス及び火薬類の規制に関すること。 17 高圧ガス及び火薬類の保安の指導監督及び教育訓練に関すること。 18 高圧ガス及び火薬類災害の応急対策に関すること。 18 高圧ガス及び火薬類災害の応急対策に関すること。
生活環境部	環境共生総室 環境保全総室	1 公害対策に関すること。 2 廃棄物対策に関すること。(中核市を除く)
保健福祉部	保健福祉総室 健康衛生総室 〔出先機関〕 相双保健福祉事務	1 毒物及び劇物の災害防止の指導監督及び教育に関すること。 2 災害時における応急医療及び保健衛生対策に関すること。 3 飲料水対策に関すること。

	部 署 名	処理すべき事務又は業務の大綱
商工労働部	商工労働総室 産業振興総室	1 企業の災害復旧対策に関すること。2 商工業者の災害復旧資金融資対策に関すること。3 産業立地及び緑地等の整備に関すること。
農林水産部	農林水産総室 生産流通総室 〔出先機関〕 水産事務所	1 水産災害対策に関すること。
土木部	土木総室 道路総室 河川港湾総室 都市総室 建築総室 〔出先機関〕 相双建設事務所 いわき建設事務所 いわき建設事務所 相馬港湾建設事務所 小名浜港湾建設事務所	1 港湾施設等公共土木施設の整備、維持管理及び応急対策に関すること。 2 関係公共土木施設の災害復旧に関すること。 3 港湾防災資機材の整備に関すること。
企業局	企業局 〔出先機関〕 企業局いわき事業所	1 工業用水の確保に関すること。 2 工業用水道の災害復旧に関すること。

第3 福島県警察本部

かり 油西州青宗平明	
部署名	処理すべき事務又は業務の大綱
警備部 災害対策課 生活安全部 生活環境課 交通規制課 (警察署) いわき東警察署 いわき警察署 双葉警察署	 災害地における警戒警備に関すること。 緊急避難等の措置に関すること。 危険物の保安措置に関すること。 交通規制及び交通秩序の確保に関すること。

第4 いわき市

第4 いわき市	
部 署 名	処理すべき事務又は業務の大綱
総合政策部 危機管理課 ふるさと発信課	1 総合的災害対策の樹立に関すること。 2 各部等との連絡調整に関すること。 3 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 4 車両の調整及び調達に関すること。 5 広報活動に関すること。
財政部 財政課 契約課 会計室	1 災害対策費の予算措置に関すること。 2 災害応急対策に要する物品等の調達に関すること。 と。
生活環境部 環境企画課 環境監視センター 廃棄物対策課	1 公害対策に関すること。2 廃棄物対策に関すること。
保健福祉部 保健福祉課 いわき市保健所	1 応急医療並びに傷病者の援護及び病院への収容に 関すること。 2 被災地の伝染病の予防に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。
農林水産部 水産課 農業振興課 林務課	1 被災農林関係者の援助及び施設の災害復旧に関すること。 2 海難防止に関すること。 3 被災水産業者の連絡調整に関すること。
産業振興部 工業・港湾課	1 産業基盤施設被害の調査に関すること。
土木部 土木課 河川課 道路管理課	1 砂防施設、河川、道路、橋りょう等の災害復旧に 関すること。 2 応急資材の輸送に関すること。
都市建設部都市計画課	1 都市計画関係施設被害の応急復旧に関すること。
小名浜支所 勿来支所	1 広報活動に関すること。
教育委員会	1 学校施設の復旧及び学用品の支給に関すること。

部	署	名		処理すべき事務又は業務の大綱
水道局			1 2 3	災害地の応急給水に関すること。 浄水の確保に関すること。 被災水道の復旧に関すること。
消防本部			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	消防本部内の連絡調整に関すること。 消防職員の招集に関すること。 気象情報の収集、伝達に関すること。 消防通信の運用及び保全に関すること。 人命救助及び避難誘導に関すること。 救急隊の運用に関すること。 災害の防ぎょ活動に関すること。 警戒区域の警戒に関すること。 管戒区域の警戒に関すること。 危険物の保安規制に関すること。 災害(被害)状況の調査に関すること。 特定事業所の異常現象の通報に関すること。 消防防災資機材の整備に関すること。 消防団支団の出動要請に関すること。 消防団支団の出動要請に関すること。 広報活動に関すること。
消防団			1	避難誘導及び広報活動に関すること。

(注) 処理すべき事務又は業務の大綱は、災害の発生事象に応じ、いわき市国民保護計画 並びにいわき市災害対策本部要綱の定めるところによるものとする。

第5 広野町

第 <u>5 </u>			
部	署	名	処理すべき事務又は業務の大綱
環境防災課		\$ 2 2 5 5 6 6 7 7 8 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
建設課産業振興課		2 2 3	1 被災農林関係者の援助及び施設の災害復旧に関すること。 2 産業基盤施設被害の調査に関すること。 3 砂防施設、河川、道路、橋りょう等の応急復旧に関すること。 4 応急資材の輸送に関すること。 5 海難防止に関すること。

部	署	名	処理すべき事務又は業務の大綱
双葉地方水	道企業団		1 災害地の応急給水に関すること。 2 浄水の確保に関すること。 3 被災水道の復旧に関すること。
消防団			1 災害の防ぎょ活動に関すること。 2 人命救助及び避難誘導に関すること。

第6 双葉地方広域市町村圏組合

部	暑	名	処理すべき事務又は業務の大綱
消防本部			1 消防職員の招集に関すること。 2 気象情報の収集、伝達に関すること。 3 消防通信の運用及び保全に関すること。 4 人命救助及び避難誘導に関すること。 5 救急隊の運用に関すること。 6 災害の防ぎょ活動に関すること。 7 警戒区域の警戒に関すること。 8 危険物の保安規制に関すること。 9 災害(被害)状況の調査に関すること。 10 特定事業所の異常現象の通報に関すること。 11 消防防災資機材の整備に関すること。

第7 関係公共機関等

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東北電力株式会社福島支店 〔出先機関〕 いわき営業所 いわき技術センター	1 非常時の電力の確保に関すること。 2 電力施設の災害復旧に関すること。
東日本電信電話株式会社福島支店 災害対策室	1 非常通信の確保に関すること。 2 電信電話施設の災害復旧に関すること。
福島臨海鉄道株式会社	1 危険物輸送時の災害防止に関すること。
日本赤十字社福島県支部	1 救護対策に関すること。

第8事業所

	処理すべき事務又は業務の大綱
特定事業所	1 自衛防災組織、共同防災組織の設置に関するこ
(第1種事業所)	と。
㈱クレハ生産・技術本部いわき事業所	2 防災資機材の整備に関すること。
小名浜石油埠頭㈱	3 防災施設の設置に関すること。
小名浜石油㈱	4 防災規程の策定に関すること。
常磐共同火力㈱勿来発電所小名浜ステーション	5 危険物、高圧ガス等の保安管理に関すること。
常磐共同火力㈱勿来発電所	6 災害予防措置及び災害応急措置に関すること。
JXTGエネルギー㈱小名浜油槽所	7 異常現象時の通報連絡体制の確立に関すること。
東西オイルターミナル㈱小名浜事業所	8 事業所間の防災相互応援に関すること。
東京電力フュエル&パワー㈱広野火力発電所	9 保安及び防災教育の実施に関すること。
	10 防災訓練の実施に関すること。
	11 防災に関する調査研究に関すること。
(放入任本光子)	• 卢伊叶《如佛·北国叶《如佛·马里》:明
(第2種事業所)	1 自衛防災組織、共同防災組織の設置に関するこ
小名浜製錬㈱小名浜製錬所 東邦亜鉛㈱小名浜製錬所	と。 2 防災資機材の整備に関すること。
	2 防災資機材の整備に関すること。 3 防災施設の設置に関すること。
(柄グレハ生座・技術本部いわさ事業所 小名浜移送所	4 防災規程の策定に関すること。
	5 危険物、高圧ガス等の保安管理に関すること。
日本製紙㈱勿来工場	6 災害予防措置及び災害応急措置に関すること。
一株いわきサンソセンター	7 異常現象時の通報連絡体制の確立に関すること。
株クレハ環境	8 事業所間の防災相互応援に関すること。
小名浜蒸溜㈱	9 保安及び防災教育の実施に関すること。
東京ガス㈱小名浜サテライト	10 防災訓練の実施に関すること。
三菱ケミカル㈱小名浜事業所	11 防災に関する調査研究に関すること。
その他の事業所	1 特定事業所に準じた防災対策の確立に関するこ
	と。

第9 特別防災区域協議会等

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
いわき地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会	1 災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成に関すること。 2 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究に関すること。 3 事業所等の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施に関すること。 4 共同防災訓練の実施に関すること。 5 災害を防止するための相互援助に関すること。 6 その他防災対策の推進に関すること。
小名浜共同防災組織 (小名浜共同防災協議会)	1 構成事業所における災害の発生又は拡大の防止に 必要な業務の実施に関すること。 2 法第19条に基づく共同防災規程に関すること。 3 小名浜共同防災センターに関すること。

第10 その他

	_		
機	関	名	処理すべき事務又は業務の大綱
小名浜港海上安全対策協議会		協議会	1 小名浜港における事故等の未然防止及び事故等が 発生した際の措置に関すること。
いわき市医師会 双葉郡医師会			1 関係市町からの要請に基づく、救護対策に関すること。

第2章 特別防災区域の現況

第1 節 特別防災区域

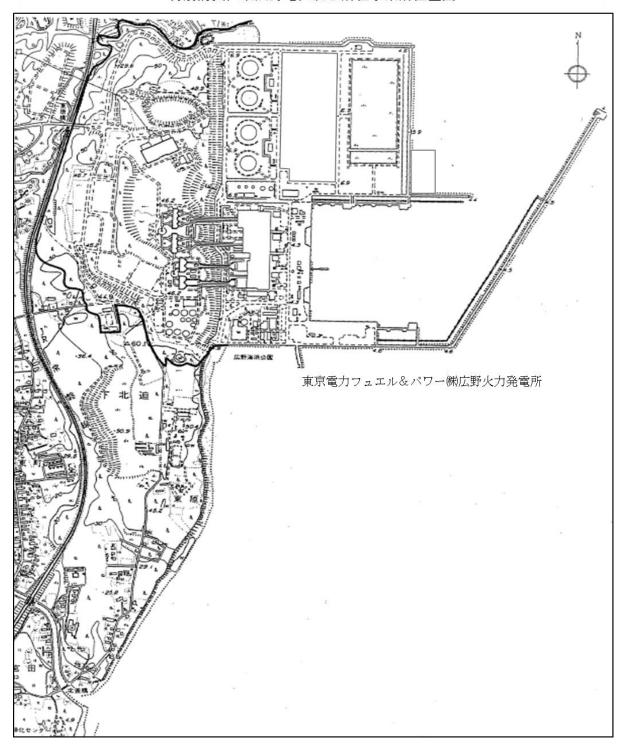
第1 いわき地区

- 1 いわき市に所在する特別防災区域「いわき地区」は、昭和51年7月9日、「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令(昭和51年政令第192号)及び昭和51年7月14日、「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令別表に規定する主務大臣の定める区域を定める告示(昭和51年通商産業省・自治省告示第1号)」により、その区域が指定された。
- 2 石油を主要取扱貨物のひとつとする大剣埠頭の竣工等に伴い、昭和53年4月3日、 「石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する告示(昭和53年 通商産業省・自治省告示第1号)」により、大剣埠頭等の区域が追加指定された。
- 3 特定事業所に隣接し、その工業原料の取扱が計画されている7号埠頭及びその他の埋め立て竣工等に伴い、昭和56年12月11日、「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令(昭和56年政令第341号)及び「石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する告示(昭和56年通商産業省・自治省告示第3号)」により、7号埠頭等の区域が追加指定された。
- 4 呉羽環境株式会社(現・株式会社クレハ環境)の敷地拡張に伴い、平成9年7月11日、「石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する告示(平成9年通商産業省・自治省告示第1号)」により、呉羽環境株式会社の拡張区域が追加指定された。
- 5 呉羽環境株式会社(現・株式会社クレハ環境)における敷地内の合筆に伴い、平成18年 3月29日、「石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する告示 (平成18年総務省・経済産業省告示第1号)」により、区域が指定された。
- 6 土地区画整理事業による特定事業所の住所変更等に伴い、平成22年9月14日、「石油 コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する告示(平成22年総務省・ 経済産業省告示第4号)」により、区域が指定された。

第2 広野地区

- 1 広野町に所在する特別防災区域「広野地区」は、火力発電所の建設に伴い、昭和53年4月3日、「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令(昭和53年政令第87条)」及び「石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する告示(昭和53年通商産業省・自治省告示第1号)」により、その区域が指定された。
- 2 上記政令で「埋立地の区域」として指定されていた区域が、地番登記されたことに伴い、昭和56年12月11日、「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令(昭和56年政令第341号)」及び「石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する告示(昭和56年通商産業省・自治省告示第3号)」により、当該埋立地の区域が地番で指定された。

特別防災区域広野地区及び所在事業所位置図



第2 節 自然環境

第1 いわき地区

1 地 勢

(1) 小名浜区域

小名浜区域は、いわき地区の中心地から南西へ約3キロメートルの臨海部に位置し、常磐線並びに国道6号線より東方約4.4キロメートルの地点にあり、その地勢は南西に向かって開き、東端三崎と北端国道6号線によって界限されている。

(2) 佐糠町区域

佐糠町区域は、勿来地区植田町の市街地から南東約1.5キロメートルの海岸線に位置し、東北の海の玄関である重要港湾小名浜港より南西6キロメートルの地点にあり、その地勢は南東に向かって開き、北端常磐バイパスによって界限されている。

(3) 錦町区域

錦町区域は、勿来地区錦町の市街地に隣接し、常磐線勿来駅により北方2.2キロメートルの地点にあり、その地勢は西方に向かって開き、北端江栗と南端常磐線によって界限されている。

2 気 象

(1) 小名浜区域

小名浜区域は、南東が太平洋に面し海洋の影響を受け、気温較差は年間を通じて小さく、 気候は温暖で、年平均気温は、13.4°C、年降水量の平年値は1408.9ミリメートルである。

年間の風向は冬季は北又は北北西、夏季は南又は北が最も多い。また、昼間の場合夏季は南、冬季は北が主である。

年平均風速は2.8メートル/秒で、20メートル/秒以上の風は極めて少ない

(2) 佐糠町・錦町区域

佐糠町・錦町区域は、南東が太平洋に面し海洋の影響を受け、気温較差は年間を通して小さく、気候は温暖である。また、雨量は5月及び9月から10月にかけて多く、雪は年間1から2回にとどまりほとんど積雪はみられない。

風向きは、夏季は南東、他の時季は北又は北西の風が多く、その平均風速は3.4メートル/秒であり、20メートル/秒以上の風は極めて少ない

3 地 象

(1) 小名浜区域

小名浜区域は、南東が太平洋に面し、平野が開け、一般に土丹と称される第三紀層や白 亜紀層を基盤として、ほとんどが100メートル以上の丘陵地と段丘とからなっている。 その地質は洪積層からなり、海底はおおむね平坦な土丹岩が露出しているが、その他の部 分は厚い細砂岩である。

主要河川は、藤原川が太平洋に注いでいる。

(2) 佐糠町区域

佐糠町区域は、南東が太平洋に面し、平野が開け、一般に土丹と称される第三紀層や白亜紀層を基盤として、ほとんどが100メートル以上の丘陵地と段丘とからなっている。その地質は洪積層からなり、海底はおおむね平坦な土丹岩が露出しているが、その他の部分は厚い細砂岩である。

主要河川は、多目的ダムや工業用水に利用されている鮫川が太平洋に注いでおり、河口付近では砂浜が発達している。

(3) 錦町区域

錦町区域は、海岸線に近く、平野が開け、一般に土丹と称される第三紀層や白亜紀層を 基盤として、ほとんどが100メートル以上の丘陵地と段丘及び主要河谷の谷底平野から なり、その地質は洪積層である。

主要河川は、多目的ダムや工業用水に利用されている鮫川が太平洋に注いでいる。

4 海 象

この区域の海底は、おおむね平坦な土丹岩が露出しているが、その他の部分は厚い細砂岩である。

過去における最高潮位は、昭和55年12月に観測されたTP(東京湾平均海面)上1.17メートルで、同じく最低潮位は昭和27年11月の-0.266メートルとなっている。潮流は防波堤内において0.15ノット以下と極めて微弱であり、上げ潮流は各測点とも港内奥部(北東方向)に向かって流れ、満潮時間は1時間から3時間まで、下げ潮流はこの逆で港外(南西方向)に流出し、干潮時間は1時間から5時間までである。港内での上げ潮流の最大は、中心付近の0.15ノットで、この付近が分岐点となり北流するものと返り潮により南流するものとに分かれている。

防波堤外においては潮流が速く、最大は0.19から0.44ノットを示し、上げ潮の最大は満潮3時間前の0.15から0.44ノット、下げ潮時は満潮2時間後の0.25ノットとなっている。

第2 広野地区

1 地 勢

広野地区は、広野町の市街地から北へ約5キロメートルの地点にあり、北は町境、西は常磐線によって界限され、東は海に面している。

2 気 象

広野地区は、太平洋側特有の気象条件をもち、夏は涼しく、冬は温暖で年平均気温は12.6℃であり、また年降水量は平均1597.6ミリメートルであるが、雪は少なく、冬季間阿武隈山地からの風が強い。

3 地 象

地形は、標高 $40\sim50$ メートルの起伏に富んだ丘陵地で、広野火力発電所用地は、海食崖を切り崩した埋め立て地からなっている。

地質基盤は新第三紀鮮新世の富岡層(泥岩、砂質泥岩)からなっている。

4 海 象

全面海域の水深10メートルまでの海底勾配は、平均1/200程度であり、また底質は大部分前期富岡層に属する泥岩であり、一部30センチメートル程度の砂が堆積している。過去における最高潮位は、昭和35年5月のチリ地震による津波の時観測された+3.122メートルで、最低潮位は同じくそのとき観測された-1.918メートルである。

潮流は、夏季及び冬季は南流が、秋季は北流が卓越しており、全般的には南流がやや優勢である。

第3節 事業所の施設等

第1 いわき地区

1 事業所数

所在事業所は次のとおりであるが、事業所によっては、敷地又は業務管理等の関係で、 数社をもって1特定事業所となっているもの、あるいは1社で複数の特定事業所を有し ているものがある。

(1) 特定事業所

第1種事業所・・・・ 7 第2種事業所・・・・ 10

(2) その他の事業所(特定事業所以外の事業所をいう。以下同じ。)・・・・18

2 危険物等施設

所在事業所のうち、特定事業所はもとよりその他若干の事業所も石油類、高圧ガス、 石油類以外の危険物及び毒物、劇物(以下「危険物等」という)を貯蔵し、取扱い、又 は処理するための諸施設を有しており、その概要は次のとおりである。

(1) 石油類

石油類の施設は、屋外貯蔵タンクが主であり、最大10万キロリットルから10キロリットル未満のものまで相当数存在し、その他屋内における貯蔵施設及び取扱施設並びに荷役のための桟橋等がある。

(2) 高圧ガス

7事業所で製造又は処理施設を有しており、移送のため導管及び船積出荷役設備が 主なものである。

(3) 石油類以外の危険物

石油類以外の危険物の施設は、屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵施設、製造施設及び取扱施設が相当数存在する。

- 3 危険物等貯蔵取扱、処理量
- (1) 石油類

いわき地区所在の事業所で貯蔵又は取り扱っている石油類の数量は、いわき市消防本部の許可数量で特別防災区域の指定基準を相当量上回っている。

(2) 高圧ガス

7事業所で処理しており、その量は県危機管理総室の許可数量で特別防災区域の指定基準を相当量上回っている。

(3) その他の危険物

石油類以外の第4類危険物及びその他の危険物は、相当量貯蔵取扱がなされている。

(4) 毒物、劇物

毒物、劇物は相当量貯蔵されている。

4 危険物の入出荷状況

いわき地区における危険物等の入出荷は、海上経由(主として4号埠頭及び大剣埠頭並びに小名浜石油㈱専用桟橋及びシーバースを使用)と陸上経由(主としてタンクローリー、パイプラインを使用)により行われている。

5 危険物等積載船舶入港状況

危険物を積載した船舶の入港状況は、大型化の傾向がうかがえる。

第2 広野地区

1 事業所数

所在事業所は、次のとおりである。 特定事業所 第1種事業所・・・・・1

2 危険物等施設

所在事業所は特定事業所1社であるが、その概況は、次のとおりである。

(1) 石油類

石油類の施設は、屋外貯蔵タンクが主であり、最大5万キロリットルから10キロリットル未満のものまで存在し、その他屋内における貯蔵施設及び取扱施設等並びに荷役のための桟橋等がある。

(2) 高圧ガス

アンモニア及び液化窒素の貯蔵タンクが若干存在する。

(3) 石油類以外の危険物

石油類以外の危険物施設は、保有していない。

3 危険物等貯蔵取扱、処理量

(1) 石油類

所在事業所で貯蔵又は取り扱っている石油類の数量は、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の許可数量で、特別防災区域の指定基準を相当量上回っている。

(2) 高圧ガス

窒素ガス等の製造、液化アンモニア及び水素ガス等を若干貯蔵している。

(3) その他の危険物

第4類動植物油類が若干存在する。

(4) 毒物、劇物

区域内で劇物の貯蔵タンクが若干存在する。毒物については保有していない。

4 危険物等の入出荷状況

広野地区における危険物等の入荷は、海上経由(東京電力㈱中央火力事業所広野火力発電 所専用桟橋を使用)及び陸上経由(タンクローリーを使用)により行われる。

5 危険物等積載船舶入港状況

危険物を積載し、入港する船舶は、5千トン級タンカーである。

第4 節 周辺公共施設等

第1 いわき地区

1 建築物

特別防災区域内周辺には官公庁、学校等の公共施設が存在する。

2 小名浜港

小名浜港における諸施設は、係留施設をはじめ防波堤等がある。 係留施設のうち、危険物等を主に取扱うのは、4号埠頭及び大剣埠頭並びに小名浜石油㈱ 専用の桟橋及びシーバースである。

3 運輸等

防災関係各機関は、その所管事務に応じ、各種車両、船舶を所有している。

4 電 力

(1) 水力発電所の状況

東北電力㈱の発電所がいわき市に13箇所存在し(ただし、全て特別防災区域外)、夏井川、鮫川の2水系を利用している。

(2) 火力発電所の状況

常磐共同火力㈱勿来発電所が特別防災区域に存在し、特別防災区域内の事業所に供給するほか、いわき地方その他へ供給している。

(3) 変電所の状況

東北電力㈱の変電所がいわき市に14箇所存在する(ただし、全て特別区域外)。

- 5 通 信 防災関係各機関は、一般加入電話のほか、専用の無線局を開設しているところが多い。
- 6 水 道
- (1) 上水道

いわき地区及びその周辺への給水施設は20箇所あり、給水能力は1日当たり19万トン強である。

(2) 工業用水道 高柴ダム、四時ダム及び海水を利用して給水しており、その量は1日当たり約100万 トンに及んでいる。

7 道 路

いわき地区内は、県道の窪田江栗線、泉岩間植田線のほか市道が縦横に走っている。

8 医療施設 いわき地区周辺の医療施設としては、保健所、病院、医院をあげることができる。

第2 広野地区

1 建築物

特別防災区域内には公共建築物は存在しないが、その周辺には、若干存在する。

- 2 東京電力フュエル&パワー㈱広野火力発電所専用港湾 係留施設や防波堤等の施設が存在する。
- 3 運輸等

防災関係各機関は、その所管事務に応じ、各種車両、船舶を所有している。

- 4 電 力 東京電力フュエル&パワー㈱広野火力発電所が存在し、首都圏へ供給している。
- 5 通 信 防災関係機関は、一般加入電話のほか、専用の無線局を開設しているところがある。
- 6 水 道

広野地区及びその周辺には上水道が供給され、1日当たりの計画給水量は3,000トンである。

7 道 路

広野地区内は国道6号線より東へ町道の東原関の上線が走っている。

8 医療施設

広野地区周辺の医療施設としては、医院をあげることができる。

第5 節 消防力

特定事業所を含め、消防防災関係機関は、それぞれの責任において消防力の整備に努めているが、現在の消防力は、法及び「消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)」、さらには、地域の実情等からみてさらに充実する必要があるので、逐次その整備強化に努めている。